

木更津市高校生食農教育業務委託仕様書

1 業務委託名

木更津市高校生食農教育業務委託

2 業務委託の目的

本業務は、市内在住在校の高校生向けの農業に関する講座を企画運営し、農業や食に触れ、学ぶ機会を提供することで、農業と食への理解を深めるとともにその魅力を次世代につなげることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

4 業務の内容

受託者は食育の目的である「様々な経験を通じて『食に関する知識』と『食を選択する力』を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ことを目指し、市内在住在校の高校生を対象に地域資源を活かし持続可能な農業と食を体験する食農教育（全4回）の企画・運営を行う。

(1) 食農教育の内容

ア 第1回：農と食体感（5月頃）

農業体験と食体験でその喜びと豊さを感じる「種まき」等の農業体験と自ら調理し食する食体験の実施。

イ 第2回：資源活用と企画創造（9月頃）

自らの手で育てたものを収穫し、農業のプロから「魅力的に変える」ことを学ぶとともに、参加者（グループ）でアイデアを磨き、実現可能な商品の企画。

ウ 第3回：持続可能な農業の拡大（10月頃）

第2回で企画した「商品」の実食や販売のためのPR等の検討。

エ 第4回：交流（3月頃）

活動を振り返り、より良くするためのアイデアなどを他県学生とのディスカッションの実施。

(2) 実施場所

木更津市内の農場とし、雨天時も実施可能な建物等を備えていること。また、調理や打合せができる施設を有していること。

(3) 定員

2～3人を1組とした30人程度とする。

(4) 圃場管理

農業体験で使用する圃場及び種まき等実施した農作物の管理を適正に行うこと。

(5) その他

上記(1)(2)(3)の実施に当たっては、市と協議しながら進めること。

5 業務の再委託について

(1)受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは

できない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、事前に市と協議し、市の承諾を得られれば業務の一部を委託することができる。

- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に、本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為及びその結果に対するすべての責任を負うものとする。

6 報告書の作成

- (1) 高校生食農教育の実施結果について、報告書を作成すること。
- (2) 参加者へのアンケート調査を実施し、集計を行うこと。

7 状況報告等

業務の履行状況について報告を求められた場合には、市の定める方法により速やかに報告すること。

8 成果品

報告書：1部（アンケート調査集計を含む）

9 特記事項

- (1) 受託者は、この事業を実施するにあたり善良な管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。また、個人情報の取り扱いを適正に行い、危機管理意識に基づき健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (2) 受託者は、この事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題が発生した場合には、速やかに市に報告すること。
- (3) この事業に係る苦情等については、受託者が責任をもって対応するものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、市と協議するものとする。